

鹿 沼 市 森 づ く り 条 例 の 制 定 に つ い て

次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提 出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市森づくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、森づくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに森林所有者、森林組合、市民等並びに林業及び木材産業等事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な森づくりを推進し、もって本市の豊かな森林資源の保全及び次世代への継承に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 条第 1 項に規定する森林をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 土砂流出及び山地崩壊の防止、洪水軽減等の水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、景観の形成、木材その他の林産物の生産及び供給等の森林の有する多様な機能をいう。
- (3) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに、活用することをいう。
- (4) 森林所有者 森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成する者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者、市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 森林組合 市内に所在する森林組合法（昭和 5 3 年法律第 3 6 号）に規定する森林組合をいう。

(7) 林業及び木材産業等事業者 市内において森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者（森林組合を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 森づくりは、市、市民等その他森林に関わる全ての者が連携して、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 森林の有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた森林の適正な管理を実施することにより、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるようにすること。
- (2) 林業及び木材産業等の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業等を振興することにより、木材資源の循環利用が図られるようにすること。
- (3) 豊かな森林資源とその循環利用が地域の活性化に寄与することから、まちづくりに関する施策と一体となって行われるようにすること。
- (4) 森林整備は、立地条件等の特性に応じて実施されるとともに、路網整備等に当たっては、周辺環境に配慮し、災害の発生の防止に留意すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、国、県、他の地方公共団体等（以下「関係機関等」という。）と連携し、及び協力するものとする。

（森林所有者の役割）

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を深く認識するとともに、所有し、又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう森づくりに努めるものとする。

- 2 森林所有者は、所有し、又は育成する森林の境界及び立木の状況を把握するとともに、当該森林の管理方針を明らかにするよう努めるものとする。
- 3 森林所有者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が市民共有の財産であることを認識するとともに、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、地域で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通して森づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 森林組合は、組合員による森林の管理が適正に行われるように働きかけるとともに、計画的な森づくりを推進するよう努めるものとする。

3 森林組合は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業及び木材産業等事業者の役割)

第8条 林業及び木材産業等事業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めるものとする。

2 林業及び木材産業等事業者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林の把握)

第9条 市は、関係機関等、森林所有者、森林組合並びに林業及び木材産業等事業者等と連携し、森林の現状の把握等に必要な措置を講ずるものとする。

(森林の適正な整備及び保全の推進)

第10条 市は、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全を推進するため、造林、保育その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、森林の適正な整備及び保全が効率的に行われるよう、森林所有者及び林業従事者による計画的かつ一体的な森林の施業を促進するために必要な施策を実施するものとする。

3 市は、関係機関等と連携し、環境及び地域の特性に配慮した森林所有者、森林組合並びに林業及び木材産業等事業者が施業を行うに当たって基準となる指針を策定するものとする。

(林業及び木材産業等の持続的な発展)

第11条 市は、林業及び木材産業等の持続的な発展を図るため、森林施業の効率化、経営基盤の強化その他必要な施策を実施するものとする。

(多様な生態系に配慮した森林の保全)

第12条 市は、森林における多様な生態系が果たす役割の重要性に鑑み、その保全を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(木材の利用の拡大)

第13条 市は、木材の利用の拡大を図るため、利用促進に関する基本方針を定め、建築物への活用の促進、市民等に対する理解の促進、公共事業への利用の推進、加工流通体制の整備のための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、木材の安定的な供給体制を整備するため、利用可能な木材資源の把握並びに林業生産基盤の整備及びその支援を行うものとする。

(森づくり活動の推進)

第14条 市は、森づくりに対する市民等の理解を一層深めるため、必要な情報提供を行うとともに、次世代を担う青少年等に対し、教育機関等と連携して自然体験活動及び森林学習の機会を定期的に提供する等、必要な施策を実施するものとする。

(まちづくりと一体となった森づくり)

第15条 市は、森林資源を生かしたまちづくりを推進するため、森づくりに関わる産業への就業機会の確保、定住に対する支援、都市又は地域との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協働による森づくり)

第16条 市は、市民等との協働による森づくりを推進するため、森づくりに関する活動への支援、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森づくり担い手の育成)

第17条 市は、関係機関等と連携し、森づくりの担い手となる人材及び事業者の育成を図るため、労働環境の向上に必要な助言及び支援を行うものとする。

(森林環境教育及び木育の推進)

第18条 市は、市民等が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育及び木育(子どもをはじめ全ての人が木と触れ合うことで豊かな心を育む取組をいう。)を推進するものとする。

(森づくりの普及啓発)

第19条 市は、市民等の森づくりに対する意識を醸成するため、森づくりに関する普及啓発を行うものとする。

(立入調査)

第20条 市長は、森林の把握、森林の整備及び保全の状況の確認その他条例の施行に関し必要な事項の調査のため、職員を森林に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(財政上の措置)

第 2 1 条 市は、この条例に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。